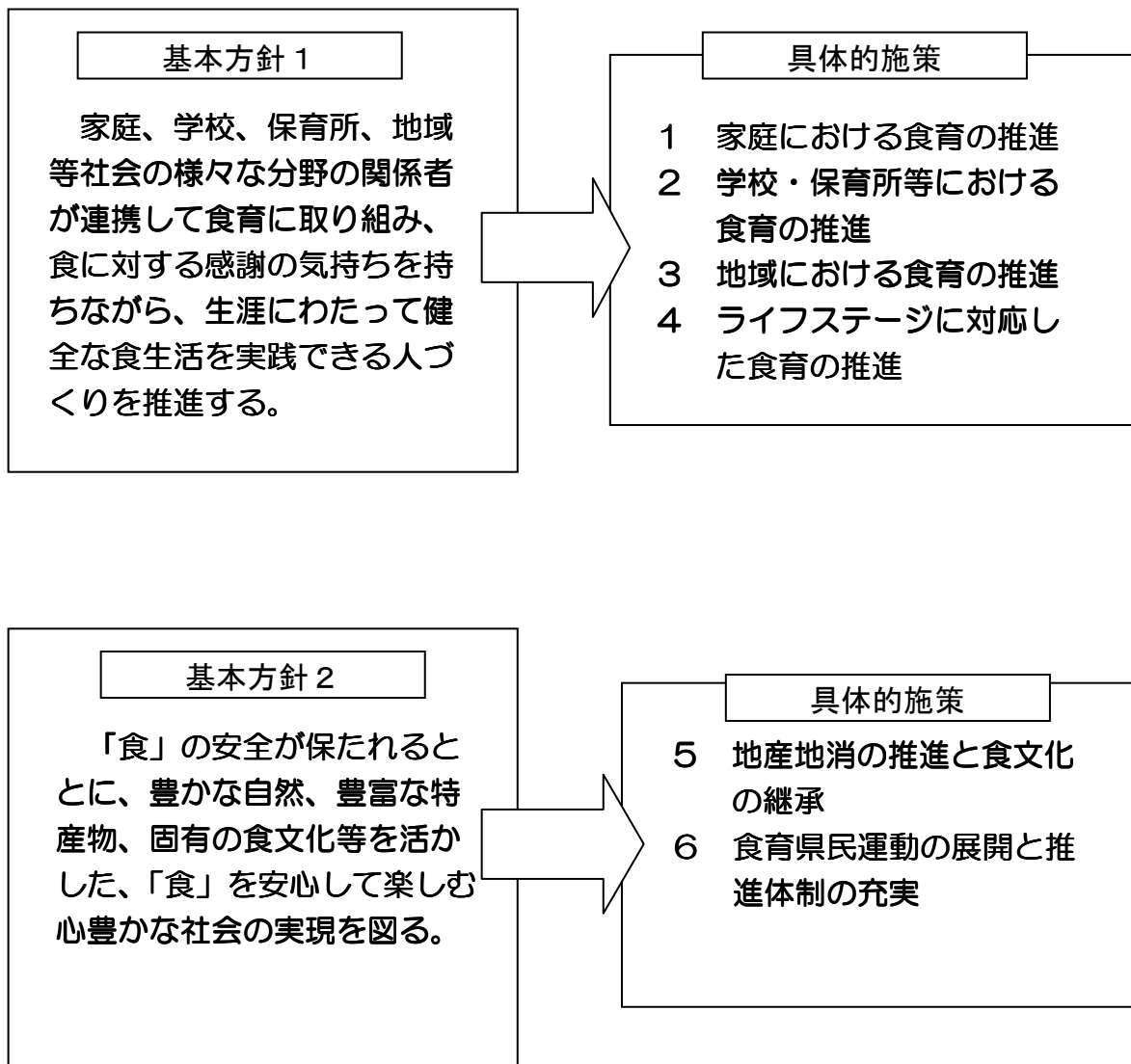


V 食育推進に関する施策

施策体系



1 家庭における食育の推進

- ・ 家族が、食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは、家庭における食の原点です。特に、朝食をしっかりと食べることは一日の生活のリズムを整え、健全な食習慣を導きます。家庭における教育力や生活力の向上も見据えながら、基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上、望ましい食習慣を促進するため、家族ぐるみで、食に関する理解を深め、健全な食生活への意識の向上を図るなど、家庭における食育の実践につながる取り組みを推進します。

- ◇ 「早寝 早起き 朝ごはん」国民運動推進協議会の活動への協力等、規則正しい生活や朝食の欠食状況の改善を図ります。

- ◇ 「家庭教育手帳」の活用の促進、幼児教育番組の放映及びビデオの貸し出し等により家庭における基本的なしつけ等、食育を含む子育て情報を提供します。

- ◇ 食生活改善推進員による親と子を対象とした食育教室、男性を対象とした料理教室等の開催を通して、男性の食育への積極的な参加、家庭における食生活の改善、食を通じた心の健全育成を図ります。

- ◇ 親子や高校生などを対象とした体験学習を通して、食や農業に関する関心を高め理解を促進する機会を提供します。

- ◇ 学校等の内外で地域や家庭との連携を図りながら、地域全体で食育への理解を深めるため、シンポジウムや学習会等の開催、地場産物の生産体験活動等を通じた生産者との交流、子どもや保護者を対象とした食育啓発資料の作成など、様々な取り組みを進めます。※再掲

- ◇ バランスのとれた食生活の実践を促進するため、栄養士会等を通じて、食生活指針、食事バランスガイド、食育ガイド（仮称）等の普及や、山梨版食事バランスガイド等の利用を推進します。※再掲

- ◇ 食生活改善推進員等による、子どもから老人までを対象とした地域に根付いた食生活改善の取り組みを支援します。※再掲

2 学校・保育所等における食育の推進

- ・ 学校・保育所等は、「給食」の時間をはじめとして、個々の授業や体験学習など教育活動全般を通して、子どもの成長・発達段階に応じた食育推進の場として重要な役割を担っています。このため、児童生徒の健全な食生活の実現と心身の成長を図り生涯を通じて健康で心豊かな食生活が営めるよう、地域や家庭とも連携しながら、食育指導の一層の充実に向けた取り組みを推進します。なお、高等学校や大学、専門学校等においても、健全な食生活の実践に向け、各教育段階や専門性に即した食育の取り組みを進めます。
- ◇ 朝食の摂取等、望ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、「学校における食育推進のための指導手引き」に沿って、学校長のリーダーシップの下、栄養教諭・学校栄養職員が中心となり、各学校で、全職員が協力して、「食に関する指導全体計画及び年間指導計画」を作成し、学校・家庭・地域の連携による食育を推進します。
- ◇ 栄養教諭の計画的な配置拡大を図るとともに、教職員の初任者研修、10年経験者研修等において、食育に関する講座を位置づけるなど、研修内容の充実や食育指導体制の充実を図ります。
- ◇ 学校等の内外で地域や家庭との連携を図りながら、地域全体で食育への理解を深めるため、シンポジウムや学習会等の開催、地場産物の生産体験活動等を通じた生産者との交流、子どもや保護者を対象とした食育啓発資料の作成など、様々な取り組みを進めます。
- ◇ 栄養教諭・学校栄養職員と養護教諭を中心に、保護者と学校が連携を図りながら児童生徒の実態に応じた指導プログラムを作成し、食物アレルギーや肥満等についての個別指導や集団指導を行うことにより、健康的な生活習慣の定着を図ります。
- ◇ 地域の農業生産者等と協力体制を築き、学校給食に地域の食材を利用した献立、郷土食、行事食、米飯給食等を積極的に取り入れていきます。
- ◇ 学校給食等での県産農産物の利用拡大を促進するため、生産者及び農業団体、流通関係者、栄養士等による情報交換を進めます。 ※再掲
- ◇ 県内の小中学校等における学校給食への県産牛乳の安定的な供給を推進します。 ※再掲

- ◇ 給食献立表や給食だより等の配布、親子料理教室や学校給食試食会等の取り組みにより、食育の普及を図ります。
- ◇ 栄養教諭・学校栄養職員や学級担任等の指導により、児童生徒の地域の食文化に対する関心を高め、理解させるとともに、食に対して感謝する心を育てます。
- ◇ 学校給食において、地元や全国の郷土料理、姉妹都市の料理等を取り入れることにより、食文化の継承と豊かな味覚を育みます。※再掲
- ◇ 賢い消費者としての視点から食を主体的に選択する力（食の自己管理能力）を育む等、教育活動全体で発達段階や実態に応じた食に関する指導をさらに充実させます。
- ◇ 農林水産業者等と連携し多様な体験活動の実施を推進するためのネットワークの構築に努めます。
- ◇ 保育所（園）長や調理担当職員等への研修等を通して、乳幼児期にふさわしい給食の実践を推進するとともに、給食の役割や食育の重要性等についての理解を促進します。
- ◇ 県と大学との連携による食育推進の取り組みとして、食に関する講義への県職員の出講、附属幼稚園・保育園における学生による食育ボランティア活動に係る研修の実施、県産食材を活用した創作郷土料理や旅館向けヘルシーメニューの開発、県産林産物を活用した新たな料理レシピの開発などを進めます。

3 地域における食育の推進

- ・ 食は日常生活そのものであり、家庭や学校以外でも、地域における生活のあらゆる場面が食育推進の大切な場となることから、食育についての様々な関係者が様々な機会をとらえて、県民一人ひとりの健全な食生活の実践に向けて取り組みを進めます。

また、体験型ツーリズムに対するニーズの高まりなどを背景として、食を支える本県の農業・農村資源は貴重な観光資源でもあることから、地域を活性化する新たなインフラストラクチャとしての食育を進めます。

- ◇ バランスのとれた食生活の実践を促進するため、栄養士会等を通じて、食生活指針、食事バランスガイド、食育ガイド（仮称）等の普及や、山梨版食事バランスガイド等の利用を推進します。
- ◇ 食生活改善推進員等による、子どもから老人までを対象とした地域に根付いた食生活改善の取り組みを支援します。
- ◇ 栄養士・調理師・食生活改善推進員等への研修会等を開催し、地域における栄養相談や食生活改善の取り組みの充実を図るとともに、特定給食施設等への監視・指導・助言を通じて、食育の推進を図ります。
- ◇ 健康相談等による妊産婦や乳幼児に関する栄養指導、離乳食・アレルギー・味覚等に関する情報の提供、愛育会が行う声かけ運動により幼児期における食の知識の普及を図ります。※再掲
- ◇ 市町村による健康づくりのためのモデル的な取り組み等、地域における栄養・食生活の改善等を通してメタボリックシンドローム予防のための取り組みを推進します。 ※再掲
- ◇ 食品関連事業者やNPO法人等の食育活動を促進するため、「やまなし食育推進応援団」として登録し、県ホームページ等で食育に関する活動の内容、事業所等の紹介など情報を提供します。
- ◇ 学校等の内外で地域や家庭との連携を図りながら、地域全体で食育への理解を深めるため、シンポジウムや学習会等の開催、地場産物の生産体験活動等を通じた生産者との交流、子どもや保護者を対象とした食育啓発資料の作成など、様々な取り組みを進めます。 ※再掲

- ◇ 農産物等の直売や加工体験、地域情報等を提供する施設、市民農園、体験農園の整備を促進し、生産者と消費者の交流の場を提供します。
 - ◇ 山梨の特性を活かしたグリーンツーリズムを創出するため、交流体験ツアーのプログラムづくりや旅行代理店等への販売促進活動を支援します。
 - ◇ 小中学校等が実施する農業体験等を組み込んだ多様な体験型教育旅行に対応するため、農村体験メニューづくりや農家体験民宿の開業を支援します。
 - ◇ 県観光パンフレットやホームページをはじめ、交流体験ツアー、PR活動等を通じて、地域食材を生かした料理等の情報やグリーンツーリズムでの農業体験、イベント等の情報を発信します。
 - ◇ 食品の取り扱いや食中毒防止のための講習会、きのこ鑑定会、県政出張講座等を通じて、食品の安全性や食品衛生の知識の普及を図ります。
- ※再掲

4 ライフステージに対応した食育の推進

- ・ 県民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、子どもから成人、高齢者に至るまで、生活習慣病の予防等に向けた食生活の改善など、ライフステージに応じた食育を推進し、生涯食育社会の構築に向けて取り組みを進めます。

- ◇ 健康相談等による妊産婦や乳幼児に関する栄養指導、離乳食・アレルギー・味覚等に関する情報の提供、愛育会が行う声かけ運動により幼児期における食の知識の普及を図ります。

- ◇ 各事業所への出前健康講座や衛生管理者への生活習慣病予防講習会等による情報の提供や生涯を通じた保健サービス提供体制の整備を図ります。

- ◇ 市町村による健康づくりのためのモデル的な取り組み等、地域における栄養・食生活の改善等を通してメタボリックシンドローム予防のための取り組みを推進します。

- ◇ 「歯の衛生週間」、県民歯科保健大会の開催等、生涯を通じた歯の健康づくり（8020運動）により、食生活を支える口腔機能維持・向上の推進を図ります。

- ◇ 食生活改善推進員等による、子どもから老人までを対象とした地域に根付いた食生活改善の取り組みを支援します。 ※再掲

- ◇ バランスのとれた食生活の実践を促進するため、栄養士会等を通じて、食生活指針、食事バランスガイド、食育ガイド（仮称）等の普及や、山梨版食事バランスガイド等の利用を推進します。 ※再掲

5 地産地消の推進と食文化の継承

- ・ 本県は様々な特色ある食物を生産しています。また、大都市に隣接しながら恵まれた自然の中で、特色ある食文化を発展させてきました。

地元で生産された新鮮で安全な県産食材を地元で消費することにより、食に関する県民の理解と関心を高めるとともに、特色ある食文化を継承しながら、これまで積み重ねた食に関する経験を学び、一層豊かな食文化を醸成していきます。
- ◇ 地元農畜水産物やきのこ、山菜等の特産品産物の地産地消に取り組むとともに、市町村の地産地消の推進を支援し、地域への県産食材の供給体制を整備します。
- ◇ 地産地消を県民運動として定着させていくため、地産地消推進大会を開催するとともに、消費者、生産者、流通・販売事業者から募集した地産地消サポーターの拡大を一層推進します。
- ◇ 「県産食材の日」や「ふるさと特産品フェア」、「特産品フェア」、「県産品愛用キャンペーン」等の様々なイベントやテレビ、ビデオ、新聞、県政出張講座等の様々な媒体を通じて、地産地消のPR活動を展開します。
- ◇ 農産物直売所の経営安定を図るため、専門家による経営管理や商品管理のセミナーを開催するとともに、県内の直売所を紹介するホームページの充実等により、直売所の利用促進を図ります。
- ◇ 農産物直売所の利用者が求める地元農産物を安定して供給できるよう、生産品目の増加や周年生産、さらには直売所間の相互連携を促進します。
- ◇ 県独自の認証基準を満たした品質等が特に優れた県産農産物を「特選農産物」として認証し、県産農産物全体のレベルアップとイメージアップを図ります。
- ◇ 「甲斐のこだわり環境農産物」の認証やPR等を行い、環境にやさしい農業を推進します。
- ◇ 消費者の食の安全・安心に対する関心が一段と高まる中で、消費者から信頼される農産物の生産を行うため、有機農業や化学肥料、化学合成農薬の低減等をはじめとする環境保全型の農業生産方式の導入を推進します。

- ◇ 商工会によるむらおこしや中小企業によるやまなしブランド形成の取り組みを助成し、特産品の開発や販路拡大、情報発信を支援します。
- ◇ 学校給食等での県産農産物の利用拡大を促進するため、生産者及び農業団体、流通関係者、栄養士等による情報交換を進めます。
- ◇ 県内の小中学校等における学校給食への県産牛乳の安定的な供給を推進します。
- ◇ 地域の農業生産者等と協力体制を築き、学校給食に地域の食材を利用した献立、郷土食、行事食、米飯給食等を積極的に取り入れていきます。
※再掲
- ◇ 調理師や栄養士、食生活改善推進員等による食の祭典等のイベントや親子料理教室等の各種機会を通じて、郷土料理を活用し、食文化の継承を推進します。
- ◇ 「いきいき山梨ねんりんピック」などの各種イベントにおいて、郷土料理の紹介を行い、食文化の継承を図ります。
- ◇ 食生活改善推進員や農村女性グループ等が作成した郷土料理集等を収集し、県の食育ホームページでの発信を通じて、郷土料理や特産品を活用した新たな料理の普及を図り、豊かな食文化を継承します。
- ◇ ワイン酒造組合、ぶどう生産農家、行政等で構成する「ワイン産地確立推進検討会」の取り組みや国産ワインコンクール、ワインまつり、ワインキャンペーン等の様々なイベントを通じて、山梨県産ワインの高品質化やブランド化、消費拡大に取り組むとともに、ワインを本県の風土が育んだ食文化として発信します。
- ◇ 学校給食において、地元や全国の郷土料理、姉妹都市の料理等を取り入れることにより、食文化の継承と豊かな味覚を育みます。
- ◇ 栄養教諭・学校栄養職員や学級担任等の指導により、児童生徒の地域の食文化に対する関心を高め、理解させるとともに、食に対して感謝する心を育てます。 ※再掲

6 食育県民運動の展開と推進体制の充実

- ・ 食育の取り組みは、県民一人ひとりが生涯にわたってねばり強く継続していくことが重要ですが、一方で、行政、関係者・関係団体が、それぞれ推進に向けた体制を整え、相互に連携・協力しながら力を合わせて展開していくべき県民運動でもあります。そのためには、関係者が、日常的に食に関する知識の習得や情報提供を受けるとともに、活発な意見交換が行われるような機会と場の提供について充実を図ります。

- ◇ 知事を本部長とする「山梨県食の安全・食育推進本部」において、食育に係る施策を総合的・計画的に推進します。

- ◇ 市町村への巡回訪問等を通じて、市町村食育推進計画の策定を促進します。

- ◇ 全国の都道府県で構成する「全国食品安全自治ネットワーク」において、食を巡る現状や課題等についての情報交換や意見交換を行い、効果的な食育運動の展開に取り組みます。

- ◇ 県民運動として食育を盛り上げるため、食育関係団体等で構成する「山梨県食育推進協議会」を通じて、県民の自発的な食育実践活動等を促進します。

- ◇ 「食育月間」に合わせた啓発や食育情報の提供、「食育推進シンポジウム」の開催等を通じて、食育についての県民意識の醸成を図るとともに、家庭、学校、保育所、地域等と連携した取り組みを促進します。

- ◇ 「食育月間」、「食育の日」などにあわせて各種広報媒体を活用して食育情報の提供を行うとともに、「県民の日」や「健やか山梨21推進大会」、「愛育大会」、「県民歯科保健大会(歯科保健のつどい)」、「青少年健全育成推進大会」等のイベントでの啓発を通じて、食育についての県民意識の高揚を図ります。

- ◇ 「食の安全・食育推進大会」や「食のやまなし地産地消推進大会」等において、食育の推進や地産地消に取り組む団体を表彰し、食育や地産地消についての県民意識の高揚を図ります。

- ◇ 「食育推進ボランティア」を対象とした研修会等を開催し、その専門性を活かした食育活動の充実を図ります。

- ◇ NPO法人等による先進性や持続性、事業効果のある食育活動、民間団体によるボランティア活動を支援します。
- ◇ 食品関連事業者やNPO法人等の食育活動を促進するため、「やまなし食育推進応援団」として登録し、県ホームページ等で食育に関する活動の内容、事業所等の紹介など情報を提供します。※再掲
- ◇ 栄養士会による電話相談や児童館・事業所等での栄養相談、市町村広報誌への情報提供等の取り組み、調理師会や食生活改善推進員会等の活動による食育に関する情報提供等の取り組みを促進します。
- ◇ 食育や食の安全・安心等についての意見交換会や情報提供等を通じて、県民の意見聴取や関係団体の取り組みを促進します。
- ◇ 食品の取り扱いや食中毒防止のための講習会、きのこ鑑定会、県政出張講座等を通じて、食品の安全性や食品衛生の知識の普及を図ります。
- ◇ 県民から募集した「食品表示ウォッチャー」の活動や食品表示合同調査、食品表示実態調査を通じて、県民と食品関連事業者への食品情報に関する制度の普及を図ります。
- ◇ 県産牛肉情報掲載ホームページ等による「牛肉トレーサビリティ」制度の適切な運用や、農家等への農薬・肥料等の使用履歴記帳を促進します。
- ◇ 「山梨版食事バランスガイド」等や食品の安全性や栄養等、様々な内容を盛り込んだ県の食育ホームページ等を通じて、県民が必要とする情報を提供するとともに、食育への取り組みを促します。
- ◇ 県ホームページや生活情報誌「かいじ号」、各種パンフレット等により、食育活動事例や食品の安全性、栄養・食生活の改善について情報を提供するとともに、食についての総合窓口「食品安全110番」を通じて、県民からの食の安全・安心全般の相談や苦情、情報提供等を受け付けます。
- ◇ 県政モニターや各イベントでの食育アンケート、県民の栄養摂取状況や健康状態、生活習慣病等についての「県民栄養調査」、公立学校における健康診断や「新体力テスト・健康実態調査」を食育推進施策の基礎資料とするとともに、必要な情報を提供します。